自賠責運用益拠出事業　運営規程

（目的）

第１条　本規程は、「自動車損害賠償保障法第２８条の３第１項に規定する準備金の積立て等に関する命令」第２条（保険会社の準備金の取崩し）に基づき、自賠責保険の運用益について基本的な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　自賠責保険の運用益は、「自動車損害賠償保障法第２８条の３第１項に規定する準備金の積立て等に関する命令」第２条（保険会社の準備金の取崩し）に基づき、自賠責保険の収支の改善または自動車事故被害者の保護の増進に資する次の各号について使用されるものとする。

（１）自動車事故防止対策

（２）救急医療体制の整備

（３）自動車事故被害者対策

（４）後遺障害認定対策

（５）医療費支払適正化対策

（６）その他の対策

（自賠責運用益使途選定委員会の設置）

第３条　一般社団法人日本損害保険協会（以下「本協会」という。）に自賠責運用益使途選定委員会（以下「使途選定委員会」という。）を設置する。

２　自賠責保険の運用益の具体的支出内容（以下「自賠責運用益拠出事業」という。）は、本協会会長（以下「協会長」という。）が使途選定委員会に諮問する。

３　使途選定委員会は、協会長よりの諮問案を審議し、その結果を協会長に答申する。

４　協会長は、使途選定委員会の答申を受けたときは、その内容を理事会に諮る。

５　理事会は、使途選定委員会の答申に基づき、具体的支出内容を審議・決定する。

６　各保険会社は、理事会の決定を踏まえ、運用益を拠出する。

（下位規程への委任）

第４条　本規程の施行に関し必要な事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める細則による。

（１）　使途選定委員会の運営に関する事項　自賠責運用益使途選定委員会運営細則

（２）　前号に掲げる事項以外の事項　自賠責運用益拠出事業に係る支出細則

（規程の改廃）

第５条　本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。ただし、軽微な改定については業務委員会の決議によるものとし、改定内容を理事会に報告するものとする。

２　本規程の下位規程の改廃権限は、当該規程に定めるところによる。

（規程の所管）

第６条　本規程の所管は、業務企画部とする。

附則

１　本規程に定める自賠責保険の運用益の支出について、各保険会社は、運用益の拠出を強制されるものではない。

１９７６年　３月制定
１９８７年　５月改定
１９９３年　１月改定
１９９８年１０月改定
２０１１年　４月改定
２０１２年　４月改定
２０２０年　７月改定
２０２６年　９月改定